

## 能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月7日(火) 午前10時00分～10時45分
2. 開催場所 能勢町役場本館第2会議室
3. 出席委員 (15人)

農業委員	1番	前田	宗良
	2番	大上	弦
	3番	福井	明房
	4番	辰野	卓爾
	5番	原田	富生
	6番	龍見	敬明
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信
	13番	成田	周平

推進委員	2番	田畑	良信
	3番	濱	善男
	6番	東	隆良
	7番	乾	義夫

### 4. 議事日程

議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号	農地法第4条に係る一時転用の事業計画変更申請について
議案第10号	農地法第5条の規定による農地転用届出について
議案第11号	農地改良届について
議案第12号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古畑 まき
書記	辻本 龍馬

## 6. 会議の概要

- 会 長 皆様、おはようございます。審議に入らせていただく前に、ひとつお願い申し上げます。審議の書類は委員会前までに、皆様へ届いていると思います。当日までに、目をとおしていただき、審議していただく内容でございます。また、審議に際しましても事務局並びに推進委員の方々のご説明ご意見をいただいております。それでも、なかなか状況や内容を把握しにくい事案があると思います。公正な判断をするためにも内容の十分な理解が必要であり、議案によっては地元案件であること、親密な関係であることなど色々な気遣いが判断に影響することがあってはなりません。この場合は、能勢町の農政を左右する場でもありますので、いつも高い見地からご意見ご判断をお願いいたします。それでは、本日の案件の方に入らせていただきます。慎重審議をどうぞよろしく願いいたします。
- 局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数に達していますので会議は成立しています。以後の審議につきましては、議長は会長をお願いいたします。
- 議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、7番 木田委員、11番 中井委員より出ております。
- 議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、6番 龍見委員、8番 新谷委員にお願いします。
- 議 長 つづきまして、議案第8号 農地法第3条に規定による所有権移転許可について事務局より説明願います。
- 事務局 上杉▲▲▲の経過といたしまして、平成30年の豪雨災害により、土砂が流れ込んだ隣地（上杉▲▲▲）の復旧作業を行うため、上

杉▲▲▲を農地改良するため工事に伴う通路・進入路として一時転用し、一時転用後は耕作の効率化を図ることを目的に、農地改良をするものであり、昨年、令和3年1月に申請人 ●●より、農地法第4条に係る一時転用の申請があり、令和3年5月総会にてご審議いただいた結果、令和3年5月21日付けで一時転用の許可がなされたものであり、現在も一時転用は継続中であり、この後の案件にもございますが、農地法第4条に係る一時転用を継続した状態で、農地法第3条に係る所有権の許可を出す場合には、一時転用に係る事業計画変更申請が必要であり、一時転用に係る事業計画変更申請の許可をもって3条申請も許可されることとなっておりますので、あらかじめご了承ください。

また、別紙に上杉▲▲▲周辺でこれまでに行われた、農地改良がなされた農地の位置図及び申請年月日等参考資料を添付しておりますのでご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。

番号5について、濱委員、番号6・7については、東委員お願いします。

濱委員

農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●、●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町杉原 ▲▲▲ 田 549㎡

5月31日に、田畑委員と現地確認を行いました。譲渡人である●●は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、譲受人である●●は、近隣農地を所有しており、当該地を取得して農業経営の規模拡大を目的に申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

ます。

東委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●  
譲受人 ●● ●●  
所在地 能勢町上杉 ▲▲▲ 田 786 m<sup>2</sup>  
上杉 ▲▲▲ 田 409 m<sup>2</sup>

5月30日に、乾委員と現地確認を行いました。譲渡人である●●は、ご高齢であり、今後も当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●へ購入の相談があり、申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に栗を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後は、通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

東委員 農地法第3条による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●  
譲受人 ●● ●●  
所在地 能勢町上杉 ▲▲▲ 田 1,034 m<sup>2</sup>  
上杉 ▲▲▲ 田 581 m<sup>2</sup>  
上杉 ▲▲▲ 田 373 m<sup>2</sup>  
上杉 ▲▲▲ 田 13 m<sup>2</sup>

譲渡人である●●は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦勞様でした。  
地区担当委員より本件に対する意見を頂いたわけですが、他の委

員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮り致します。議案第8号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案どおり許可することと致します。

議 長 つづきまして、議案第9号 農地法第4条に係る一時転用の事業計画変更申請について事務局より説明願います。

事務局 先ほどの議案第8号でもご説明させていただきましたとおり、この申請につきましては、農地法第4条に係る一時転用を継続した状態で、農地法第3条に係る所有権の許可を出す場合には、一時転用に係る事業計画変更申請が必要であり、一時転用に係る事業計画変更申請の許可をもって3条申請も許可されることとなっております。資料といたしまして、参考資料1 事業計画変更申請書、一時転用許可書等を別添しておりますので参考までにご覧ください。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第9号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第9号について申請のとおり許可することと致します。

議 長 続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出について事務局より説明願います。

事務局 議案第10号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区委員担当に意見を求めます。番号1番については、乾委員をお願いします。

乾委員 農地法第5条の規定による許可申請について意見書

譲受人 ●● ●●

譲渡人 ●● ●● ・ ●● ●●

申請地 能勢町森上▲▲▲番

転用目的 露天駐車場及び資材置場

5月30日に現地確認を行いました。この届出につきましては、当該申請地が市街化区域であるため、転用の届出となります。譲受人である●●は、自動車の販売及び修理整備業を営んでおり、現在、規模拡大により駐車場が手狭であることから、当該申請地を譲り受け、露天駐車場及び資材置場として整備するものです。現地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われる。また、隣接する農地はないことから、他の農地への影響はないと思われる。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われる。以上ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見を頂いたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

福井委員 内容につきましては、問題ないと思いますが、ただ売買して駐車場になるということは、地目は田ですね。駐車場は田ではなく雑種地だと思うのです。そういった手続きをなされるのかどうか。お伺いしたいと思います。また、問題として出てきて修正とかはよくないので、あれ以来、その都度調整した方がよいと思います。

事務局 地目の方は田のままですが、これから、転用しまして駐車場にして

から登記を雑種地にする予定であります。

福井委員 では、よろしく申し上げます。

事務局 了解しました。

議 長 ないようですので、お諮りを致します。議案第10号について届出のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 ないようですので、議案第10号について届出のとおり許可することと致します。

議 長 つづきまして、議案第11号 農地改良について事務局より説明願います。

事務局 議案第11号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。番号1番については、乾委員 お願いします。

乾委員 農地改良届について

届出人 ●● ●●

申請地 能勢町山辺 ▲▲▲ 田 972 m<sup>2</sup>

山辺 ▲▲▲ 田 918 m<sup>2</sup>

5月30日に現地確認を行いました。この届出地は、上段の田（山辺▲▲▲）と下段の田（山辺▲▲▲）の2筆の高低差を無くし1筆農地として、利用できるように整備します。上段の田の土を下段の田へ敷きならし、同一敷地最下段（山辺▲▲▲）へ雨水が流出しないように境界沿いに側溝を施工するものです。改良工事の内容は、2筆の農地で約70cmの高低差を無くすため、切り盛りを実施し生産し利用の効率化を図るものです。改良後は、ビニールハウスを建



設し、イチゴ栽培を計画されています。施工業者は、●●、工期は受理日から6か月の予定です。盛土については、当該地内の切土を利用するため、搬入土はありません。隣接農地及び農業用施設への影響につきましては、関係者から同意を得ており問題ないと思われまます。以上のことから、今回の農地改良工事については、要件を満たしていると思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議 長      ご苦労様でした。

議 長      地区担当委員より本件に対する意見を頂いたわけですが、他の委員からのご意見、ご質問はございませんか。

各委員      なし。

議 長      ないようですので、お諮りを致します。議案第11号について届出のとおり受理することにご異議ございませんか。

各委員      異議なし。

議 長      異議がないようですので、受理することに致します。

議 長      続きまして、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局      議案第12号について説明。

議 長      事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員      なし。

議 長      ないようですので、お諮りを致します。議案第12号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

各委員      異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：7月7日（木）

会 場：役場西館3階 会議室

開催時間：午前10時より

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。  
ありがとうございました。